

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	種目	構造	数量	都市計画上の制限等		売却価格
					用途地域	建蔽率/ 容積率 (%)	
28	鹿児島県鹿児島市喜入中名町 2964番2	宅地	—	1,065.31㎡	指定なし	60/200	4,580,000円
29	鹿児島県指宿市十町字下堂地 116番6	宅地	—	165.52㎡	一種住居	60/200	1,490,000円
30	鹿児島県曾於市財部町下財部 字堂田6669番1	宅地	—	318.16㎡	区域外	—	400,000円
31	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町 4番6	宅地	—	197.30㎡	二種中高層	60/200	1,850,000円
32	鹿児島県肝属郡肝付町新富 字屋祢添467番1	宅地	—	1,184.36㎡	指定なし	70/400	3,480,000円
33	鹿児島県肝属郡肝付町波見 字塩入1500番1	宅地 事務所建 雑屋建	— 鉄筋コンクリート造 ブロック造	2,483.21㎡ 585.66/944.68㎡ 12.77/12.77㎡	指定なし	70/400	13,710,000円

(注1) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

(注2) 上記財産には、工作物が含まれるものがある。

(注3) 物件番号33の売却価格には、建物に係る消費税及び地方消費税が含まれる。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3ヶ月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(3)に示すいずれかの方法により(2)あてに提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法6条の規定により交付された免許証（写） 1部

(2) 申込書等の提出先

九州財務局 鹿児島財務事務所 管財課
所在地：鹿児島市山下町13番10号
電話番号：099-226-6155（内線9619・9633）

(3) 提出方法

① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、午前8時30分から12時、午後1時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。

② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

(4) 申込期間

令和7年1月30日まで

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

九州財務局 鹿児島財務事務所 管財課

所在地：鹿児島市山下町13番10号

電話番号：099-226-6155（内線9619・9633）

以上公告する。

令和6年10月30日

分任支出負担行為担当官

九州財務局鹿児島財務事務所長 権田 太